

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年11月30日提出

議会運営委員長 十河剛志

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えています。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである食や観光に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
3. 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
4. 国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

5. 冬季交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
6. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
7. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
8. 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
9. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 11 月 30 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第13号

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書について

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年12月17日提出

議会運営委員長 十河剛志

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失で、2020年産米の過大な在庫が生まれました。36万トンの米生産量を減らす減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産の米価格は暴落が続いています。

北海道米の主力であるななつぼしの2021年産概算金は、11,000円と昨年より2,200円も下落し、2020年産北海道米の在庫は5万トン以上見込まれ、全道共計ななつぼしの精算は赤字が危惧され、さらに来年産米の下落も避けられない状況から生産者に不安が広がり、北海道の米づくりは危機に瀕しています。

国は、米穀周年供給・需要拡大支援事業の2020年産米37万トンのうち15万トン、特別枠として市場の出回りを先送りすることで米価下落対策としていますが、古古米として安い主食用米が市場に出回ることで逆に2022年産米価の足を引っ張ると、効果を疑問視する声が続いています。

一方、ミニマムアクセス輸入米は毎年77万トンも輸入され、国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以降26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、輸入量の見直しはされていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに、不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

全国各地で取り組まれている食糧支援に、収入減で食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめ食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、生活に困る国民に提供することが、農業を支えることにもなります。

よって、国においては、下記事項を実施するよう強く要望します。

記

1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。
2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食糧支援で活用すること。
3. 国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

士別市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、
参議院議長

意見書案第14号

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める 意見書について

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年12月17日提出

議会運営委員長 十河剛志

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮しています。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明しています。

令和2年10月には国連総会第3委員会でドイツなど39か国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めています。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言しました。2月5日、アントニー・ブリンケン米 국무長官と中国の楊潔篪(ヤンチエチー)政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言しました。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ 국무長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド(民族大量虐殺)と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言です。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されています。

米上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務づけるウイグル強制労働防止法を全会一致で可決させました。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものです。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねません。本年10月には、国連総会での共同声明は日米欧など43か国となっています。

これらの世界の状況があるにもかかわらず、日本政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、人権問題について取り組んできた本市議会としては政府の対応は到底容認できるものではありません。

よって、国においては、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 12 月 17 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長

意見書案第15号

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書 について

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年12月17日提出

議会運営委員長 十河 剛志

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれています。一方、石油産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけています。

そうした中、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、肥料、飼料、各種生産資材や農業用施設などは昨年より大幅に価格上昇を続けています。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫しています。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より新規就農者育成総合対策との名称に変わり事業内容が大幅に変更となりました。これまで全額国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっています。このため、地方自治体の財源によって取組に差が生じることや十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまでどおり国の全額負担が求められています。

また、来年度の水田活用の直接支払交付金において、長期間水張りされていない水田を交付対象から除外するとの内容が示されました。北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付けに協力してきた経過にあり、突然交付金の対象外とすることは納得がいかず、水田地帯の崩壊につながりかねません。

よって、国においては、食糧の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用の直接支払交付金などについて、下記事項について万全な政策を講ずるよう強く要望します。

記

1. 農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用料が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。
2. 燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。
3. 新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せら

れる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取組に差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。

4. 来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、長期間水稲を作付けしていない水田が唐突に交付対象外になると、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、今後そのような政策転換となると経営困難に陥り、荒廃地の増加など地域農業の崩壊につながりかねないため、生産現場に混乱が起きないように慎重に対応すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 12 月 17 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長